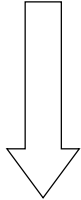


認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置、  
又は認定鉄塔等提供事業者の行う鉄塔等の設置に伴う

## 農地転用の届出及び工事着手説明書

携帯中継基地・鉄塔等の設置について、認定電気通信事業者・認定鉄塔等提供事業者より相談があった場合は、以下の事項を説明すること。

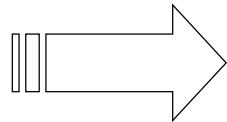
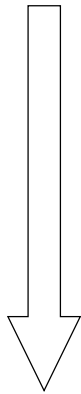
① **農業政策課**で農用地内外(青・白)の確認をする。



※農用地内(青地)に設置する場合は、除外申請させる(申請については、事後でもよい)。

② **農業委員会**へ「事業計画書」(別紙1)を提出する。

※ 添付書類は、次のとおり



- 位置図、案内図
- 平面図、立面図
- 公図(写し)
- 土地利用計画図
- 認定電気通信事業許可状(写し)  
又は、認定鉄塔等提供事業許可状(写し)
- 土地全部事項証明書(原本)
- 承諾書(賃貸借の場合)

③ 現地調査及び協議後、回答書を交付する。

④ 電気通信事業者・鉄塔等提供事業者は、

回答(承認)書を受理後、工事着工となる。

※「事業計画書」提出後、回答までの期間は約2週間みてください。